

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟

●場所：沖縄市・泡瀬干潟

●背景：

沖縄は本土復帰（1972 年）後、約 2,000 ヘクタールもの干潟が埋め立てなどで消失しています。その中で泡瀬干潟は、奇跡的に残された琉球列島最大・最良の干潟です。広さは約 290 ヘクタール、沖縄市の東海岸、中城湾（なかぐすくわん）に面しています。

泡瀬干潟の底質は、泥質から砂質、サンゴ礫質と多様です。数種の海草（うみくさ）からなる沖縄最大の 353 ヘクタールに及ぶ藻場が存在する浅海域と大面積のサンゴ群落もまわりに広がり、多様で繊細な生態系を形成しています。そのため、300 種を超える貝類が生息しているとされ、そのうち 100 種を超える貝類が沖縄県版レッドデータブックに記載されています。このように、生物多様性に富んでいるため、現在でも海草や貝・カニなどの新種・絶滅危惧種が次々と発見され、今後も新たな発見の可能性が高い貴重な干潟です。また、シギ・チドリ類の越冬数は全国の 53%を占め、ムナグロの越冬地としては日本最大です。レッドデータブックに記載されているアカアシシギとホウロクシギも確認されるなど、泡瀬干潟は地球規模での渡り鳥のルートとして欠くことが出来ない場所です。

近隣の人々は長年、干潟を憩いの場とし、潮干狩りや魚釣り、散策などを楽しんできました。また、祖先崇拝などの重要な祭祀の場ともなっています。

沖縄県は、泡瀬干潟を評価ランク I とし（平成 10 年に沖縄県が発表した「自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）」では、評価ランク I 「自然環境の厳正な保護を図る地域」に指定）、環境省も重要湿地に指定しています。ラムサール条約事務局やオーストラリア環境・遺産大臣、日本弁護士連合会も埋め立て中止を要請しています。琉球諸島は世界自然遺産の候補地にもなっています。干潟の保全や回復は、今や日本でも世界でも大きな流れとなっています。

ところが、2001 年 10 月より泡瀬干潟に約 186 ヘクタールの人工島を造る埋め立て工事が強行されました。

埋め立て工事に反対する人たちは、この計画が発表された当初より様々な取り組みをしましたが、工事はなかなか止まりません。やむをえず、沖縄県と沖縄市に対して、支出された工事費用額の損害賠償などを求める住民監査を 2005 年 3 月 23 日に請求しました。しかし、約一ヶ月後却下の通知が出されました。不服であれば、通知日より 30 日以内に提訴ができます。よって、5 月 20 日、公金の支出差し止めなどを求める住民訴訟を提起することになりました。

●提訴日：平成 17 年 5 月 20 日

●裁判所：那覇地方裁判所

●事件名：泡瀬干潟埋立公金支出差し止め等請求事件

●事件番号：平成 17 年（行ウ）第 7 号、平成 17 年（行ウ）第 8 号

●原告：泡瀬干潟・ムナグロ（鳥）・ニライカナイゴウナ（貝）・ユンタクシジミ（貝）・ホソウミヒルモ（海草）・リュウキュウズタ（海藻）、沖縄県民 613 名（うち 279 名は沖縄市民）

●被告：沖縄県知事稲嶺恵一、沖縄市市長仲宗根正和

●原告訴訟代理人：9 人

●概要および争点：

この埋め立て工事の目的は①隣接する新港地区の特別自由貿易地域（FTZ）の港・航路の浚渫土砂の捨て場として、②海洋リゾート地をつくる目的として、です。国が約 178 ヘクタール、残りを沖縄県が埋め立て、国の埋立地を沖縄県が購入したうえ造成し、造成後の土地のうち約 90 ヘクタールを沖縄市に売却し、残りは基盤整備後、民間に売却するという事業です。

しかし、すでに FTZ 地区は遊休化し、新たに航路等を浚渫する必要性は全くありません。また、②海洋リゾート計画はバブル期に立てられたもので、参加希望のホテルや企業は今や皆無、投下した税金に見合う収入を得ることは不可能です。また、たとえ海洋リゾート計画が進んだとしても、北東わずか 1 キロメートルのところにある、米軍の泡瀬通信施設との関係で、低層建築物しか建てられない、ホテルのボイラーなどに不可欠な重油の保管ができないなど、計画は非現実的です。数々の世論調査によっても「埋め立て反対」が多数を占めています。

事業者は、環境影響評価書に基づいて環境保全措置をとっていると主張していますが、事業者の実施した調査は杜撰と言わざるをえず、それゆえ保全措置も不十分です。そのため広い範囲で海草藻場が消失してしまい、多くの底生生物が死滅してしまいました。事業者側が示した埋め立ての前提の「移植による海草保全」も失敗しています。

原告側は、この埋め立て事業には合理性が無く、県や市の支出は地方自治法・地方財政法違反にあたること、また公有水面埋立法にも違反していること、自然環境保護への配慮も欠けていることなどを主張していますが、被告側の県と市は、そんなことはない、と反論しています。

●経過：

提訴から 2 ヶ月後の 7 月 20 日に第一回口頭弁論が開かれ、2005 年は 3 回、2006 年は 7 回、2007 年は 8 回、2008 年は 2 回のハイペースで裁判が開かれました。弁護士も毎回 2 人ずつは沖縄に飛び、精力的に活動しました。

原告側は、各期日に 2 名ずつ意見を陳述しました。傍聴席を毎回満員にし、裁判官にも関心の高さをアピールしました。裁判の外でも、報告集会や勉強会を開くなどして運動を盛り上げました。地元の新聞にもよく取り上げてもらいました。

2007 年 7 月 6 日には、担当する 3 人の裁判官に現場を見てもらう「現地検証」が行われました。私たち原告側は、干潟の干潮に合わせて現地を案内し、被告側が主張する事業に

は合理性が無いこと、新種を含む貴重な生物が、アセス書で保全を約束されているにもかかわらず、埋め立て工事により生き埋めにされていることなどを訴えました。

裁判官たちも長靴に履き替えて、生物多様性の宝庫である泡瀬干潟を歩きました。とても熱心な姿勢で参加して下さり、裁判官も純粋に自然を愛でる気持ちを持っていることが伝わってきました。

2007 年秋以降は、専門家による証人尋問に入りました。原告側に協力して頂いた研究者は、経済・鳥類・海草・貝類・サンゴ・魚類・法律・環境問題などの専門家で、10 名にのぼり、被告側の主張の矛盾を鋭く追及しました。

これで、双方の主張と論点が出揃い、2008 年 4 月 23 日に最終弁論を迎え結審しました。

●結果：

那覇地方裁判所は 2008 年 11 月 19 日、「これら事業について土地利用計画が明らかでない」等として経済的合理性を否定し、原告勝訴の判決を言い渡しました。

今回の判決は、泡瀬干潟埋立事業の中止に向けた運動にとって大変画期的なものです。そしてこれは、皆様からのご支援の賜物です。

三権分立の一つである裁判所が、現時点の埋立工事は違法であると明確に断定しているわけですから、被告である沖縄県はもちろん、被告となっていないが沖縄県と一体となって埋立工事を進めている国も、この判決を真摯に受け止めて、まずは工事の中止をしなければなりません。裁判所の判決を無視し工事を続行することは、法治国家のルールを無視することにつながりかねません。

しかしながら、県と市は 12 月 2 日に控訴することを決めました。これは、まさに時間稼ぎをして工事を続行しようとするものです。国からも工事を中止する姿勢はうかがえます。これに対し、日本弁護士連合会は 12 月 5 日に「誠に遺憾と言わざるを得ない」という、控訴に関する会長談話を発表し、厳しく非難しています。

そんな中、2009 年 1 月 15 日、青とエメラルドグリーンに輝く泡瀬の海に、ねずみ色の浚渫土砂が投入されてしまいました。その映像は、全国のニュースで放送され、人々に衝撃を与えました。

原告・弁護団は、舞台を福岡高裁那覇支部に移して、控訴審をたたかっていくこととなりました。控訴審打合せ期日は 3 月 11 日（水）に予定されています。